

施設利用約款

[入場資格]

第1条 本施設へ入場できる方は次のとおりとします。

1) オーシャンスポーツクラブの会員 2) 会員の同伴者もしくは紹介を得た方(ビジター) 3) その他特に認める方
但し、刺青のある方、伝染病・皮膚病・精神病等の疾患のある方、その他入場が不適切と認められる方は入場をお断り致します。

[入場手続]

第2条 入場資格のある方は受付にて施設利用区分毎に定められた料金を前納し、所定の手続きを済ませていただきます。

[施設利用区分]

第3条 入場者は受付で予め申し出た施設に限り利用することができます。

[遵守事項]

第4条 入場者は館内規則、その他各施設毎に定められた注意事項を遵守し、事故を防止すると共に、相互の親睦を図り健全な社交の場として秩序の維持、向上に努めるものとします。

[退場処分]

第5条 館内規則、その他注意事項に違反した方もしくは館内秩序を乱す恐れのある方は退場処分とします。この場合前納された料金は払戻いたしません。

[損害賠償責任]

第6条 入場者が施設利用に際し生じた人的・物的事故を起した場合には、被害者又はオーシャンスポーツクラブに対し速やかにその損害を賠償するものとします。加害者がビジターの場合は同伴者もしくは紹介したオーシャンスポーツクラブの会員も連帯してその責に任ずるものとします。

[紛争の解決]

第7条 本施設の利用に際し生じた人的・物的事故の解決は当事者の話し合いにより円満解決を図るものとし、いかなる場合も施設の所有者、占有者はその責任を負わないものとします。

[施設の運営・管理責任]

第8条 本施設はオーシャンスポーツクラブが責任をもって運営管理致します。但し、本施設の利用に際し生じた人的・物的事故については前2条により解決されるものとし、オーシャンスポーツクラブは一切免責されるものといたします。

[未成年の取扱い]

第9条 入場者が未成年の場合は、その親権者が入場手続を行ったか否かに拘らず、本約款、館内規則に定められた入場者として義務を負い、責に任ずるものといたします。

[施設の貸与]

第10条 本施設は会員以外の方にでもその全部又は一部を特に貸与して利用することを認めます。

[施設の閉鎖・使用制限]

第11条 本施設は次の場合、その全部又は一部が閉鎖もしくは使用制限されます。

- 1) 気象・災害その他により開場が適切でないと認められた場合
- 2) 施設の改造又は補修
- 3) 年末・年始・夏季及び毎月の定休日
- 4) その他運営管理上必要と認められるとき

[本約款の改訂等]

第12条 本約款の改訂、追加などに関する事項は館内にこれを掲示することにより行います。